

# 競技注意事項

## 1 競技規則について

本大会は2019年度日本陸上競技連盟規則並びに本大会申し合わせ事項により行う。

## 2 練習について

補助競技場を利用し別紙「練習会場使用上の注意事項」に基づき練習することができる。開場は11時からとする。ただし、記録会参加者は16時までとする。

## 3 招集について

### (1) 選手招集所について

① 100m記録会・オープン・特別オープンの部は、本競技場第4ゲート(100m スタート側)外側の北倉庫内に設ける。

② 走幅跳記録会の部は、本競技場第3ゲート(200m スタート側)に設ける。

③ FUKUI9.98CUP(招待レース)、ナショナルレコードチャレンジの部は本競技場室内走路内に設ける。

(2) プログラム記載の招集開始時刻までに招集場所に集合すること。招集開始時刻より点呼を開始する。招集完了時刻に遅れた選手は、その競技種目に出場できない。その時、競技者本人がナンバーカード・スパイク等の確認を受けること。

(3) 点呼を受けた後にレーンナンバーカードを受け取り、腰に貼り付けること。オープンの部出場者は受付時に配布する。

(3) 招集所から競技場所への移動は、係員の誘導に従うこと。

(4) 棄権をする場合は、招集開始時刻までに「欠場届」に必要事項を記入し、招集所に提出すること。

(5) 競技規則 144 条 3 (b)「競技者に対する助力」として競技区域内に持ち込みが禁止されている携帯電話等を招集の際に持ち込まないこと。もし、持ち込んでしまった場合は、必ず招集所の係員に預けること。

## 4 ナンバーカードについて

(1) 記録会の部出場者のナンバーカードは選手登録時に配布されているものを、そのままの形でユニホームの胸部と背部に着けること。ただし、走幅跳に出場する選手は、胸部または背部のいずれか一方でよい。

(2) FUKUI9.98CUP(招待レース)、ナショナルレコードチャレンジの部出場者は、受付時に配布するネームカードをそのままの形でユニホームの胸部と背部に着けること。ただし、走幅跳に出場する選手は、胸部または背部のいずれか一方でよい。

## 5 競技について

(1) トラック競技での不正スタートは1回で失格とする。(日本陸連競技規則第162条に則る)

(2) トラック種目は全てタイムレースとし、記録会の部の走幅跳は3回試技とする。

(3) 記録会の部の男子100mと女子100mにおいて、全種別合わせてのタイムによるランキング上位者は、招待レースに参加できる。出場人数は招待選手数によって決まる。

(4) オープンの部・特別オープンの部での記録は日本陸連公認記録としては認められない。

(5) 本大会は、ワールドランキング制度に対応する。

(6) 記録会走幅跳はバックピットで実施する。参加者数が多い場合2ピットに分けて実施する場合がある。

## 6 競技用具について

- (1) 原則として会場備え付けのものを使用する。
- (2) 走幅跳で、助走路に使用できるマーカーは、主催者が用意したマーカーを2個まで置くことができる。個人所有物は使用できない。
- (3) スパイクシューズのピンの数は11本以内で長さは9mm以下とする。また、スパイクの先端近くで長さの半分は4mm四方の寸法に適合するものとする。

## 7 入退場について

- (1) FUKUI9.98CUP(招待レース)、ナショナルレコードチャレンジの部トラック競技出場者は、点呼後、正面玄関ホールからゲートをくぐって入場し、スタート準備をする。
- (2) ナショナルレコードチャレンジの部走幅跳出場者は、点呼後公式練習を行ってから正面玄関ホールからゲートをくぐって入場する。
- (3) FUKUI9.98CUP(招待レース)、ナショナルレコードチャレンジの部トラック競技出場者は、フィニッシュ後フィールド内通路を通過して選手待機場所へ戻り、荷物を持って室内走路(招待選手控え場所)に退場する。記録会・オープン・特別オープンの部トラック競技出場者も同様に戻り、第4ゲートから退場する。
- (4) ナショナルレコードチャレンジの部走幅跳出場者は、競技終了後フィールド内通路を通過して選手待機場所へ戻り、荷物を持って室内走路(招待選手控え場所)に退場する。
- (5) 記録会走幅跳出場者は、競技終了後、荷物を持って第3ゲートから退場すること。

## 8 表彰について

- (1) フィールドの芝生内で表彰を行う。
- (2) 記録会の部各種目1位の入賞者は、成績発表後に表彰者控所(正面玄関ホール)に集合すること。競技役員からの指示に従い表彰場所に移動する。
- (2) FUKUI9.98CUP(招待レース)、ナショナルレコードチャレンジの部3位入賞者は、フィールド内退場の際に表彰者控場所に残り、表彰を受ける。

## 9 その他

- (1) 競技中や練習中に発生した傷害については、応急処置のみ主催者で行うが、以後の責任は負わない。医務室は本競技場玄関ホールの横に設置する。
- (2) メインスタンドでの立っての応援及びテント設営は禁止する。
- (3) のぼり旗や横断幕等の設置はメインスタンド及び芝スタンドの最上段のみとする。
- (4) テントは本競技場周辺緑地の指定区域内に設置すること。本競技場芝スタンド、補助競技場内、本競技場前円形芝生内の設置は禁止する。補助競技場屋内走路内での待機休憩場所としての場所取りは禁止する。
- (5) 助力については、日本陸連競技規則第144条に則り禁止する。  
競技規則に則った助言は認めるが、競技区域近くのスタンドに設けたコーチングエリアのみとする。
- (6) 撮影対象が競技会主旨と異なると思われる場合は、記録内容の確認を求められることがある。内容によっては退場を求められることがある。
- (7) 貴重品の管理は、各自・各チームで行い、不審者等の疑いがある場合は、早急に大会本部に連絡する。
- (8) 報道等で撮影を行う場合は、必ず事前に受付をして、主催者が用意したビブスを着用する。
- (9) 観戦をしている中で、人権侵害や競技運営に重大な支障をきたすような発言や、ヘイトスピーチと取られる発言・看板等の掲示等があった場合、または他の観戦者に多大な迷惑を掛けていると判断した場合は退場を求める。
- (10) チーム・個人で出されたゴミは、各自で責任を持って持ち帰る。